

熊本県民間シェルター支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、配偶者や親密な間柄にある者等から暴力を受けている被害者及び男性の人身取引被害者（以下「DV被害者等」という）の保護及び生活の自立に向けた支援など、DV被害者等の立場に立った一時保護体制の充実を図るため、DV被害者等を緊急一時的に保護する施設（以下「シェルター」という。）を運営している県内の民間団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の限度額)

第2条 補助対象事業は、県内の民間団体が運営するシェルターにおけるDV被害者等の一時保護とする。

2 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金の限度額は、次表のとおりとする。

補助対象経費		補助事業者が行う補助対象事業に要する経費（家賃、人件費、食糧費、光熱水費、役務費（通信運搬費）、消耗品費）
補助金の限度額	DV被害者	1世帯当たり2,600円/日で30日分を上限とし、かつ予算の範囲内とする。 ただし、以下に掲げる事由がある場合は、予算の範囲内に限り、7日間を上限として日数を延長することができる。 (1) 資金不足で転居先がない場合であって、かつ、生活保護や生活福祉資金の貸付、住宅手当など資金確保に当たっての公的手続をシェルター入居から2週間以内に行っている場合 (2) 協議離婚に相手方が応じない場合であって、かつ、シェルター入居前もしくはシェルター入居から2週間以内に離婚調停の申立てを家庭裁判所に提出している場合
	男性の人身取引被害者	1世帯当たり2,600円/日で30日分を上限とし、かつ予算の範囲内とする。 ただし、帰国の意思がある場合で、かつ、シェルター入居前もしくはシェルター入居から2週間以内に入国管理局へ通報・連絡している場合は、7日間を上限として日数を延長することができる。
	同伴児（20歳未満）	予算の範囲内に限り、1人当たり900円/日を加算することができる。なお、延長日数についてはDV被害者及び男性の人身取引被害者と同様の取扱いとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書 別記第2号様式
- (2) 収支予算書 別記第3号様式
- (3) 過去1年間の活動実績報告書 別記第4号様式
- (4) シェルターを運営する団体の会則等
- (5) その他参考となる資料

3 第1項の申請書の提出期限は、別に定めることとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 熊本県内でシェルターを運営し、かつ、補助金の交付申請日の前日において、継続して1年以上運営しており、DV被害者の一時保護の実績があること。
- (2) 特定の政党及びこれに類する政治団体に対する支援活動、宗教活動又は営利活動を目的としていないこと。
- (3) 県内のDV対策関係機関と連携を図っていること。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の別に定める変更事由は、補助対象事業の内容の変更があつて、補助申請の額の増額変更を伴うものとする。

- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第6号様式によるものとし、事業変更計画書は別記第2号様式によるものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助金変更決定通知は、変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請の取り下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 事業実績報告書 別記第9号様式
 - (2) 収支精算書 別記第10号様式
 - (3) その他補助事業に関する資料
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、交付決定のあった年度の3月31日までとし、その提出部数は1部とする。ただし、当該日が熊本県の休日を定める条例（平成元年条例第10号）第1条に規定する県の休日に当たる場合にあっては、当該日前において、その日に最も近い同上に規定する県の休日ではない日とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項の請求書は、別記第12号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年6月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要項は、平成21年9月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この要項は、平成22年9月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この要項は、平成24年8月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要項は、平成25年9月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要項は、平成27年1月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要項は、令和元年7月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要項は、令和2年2月28日から施行する。

この要項は、令和3年8月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要項は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要項は、令和5年4月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

熊本県知事 様

申請者 住所
団体名
代表者名

熊本県民間シェルター支援事業補助金交付申請書

このことについて、下記により標記補助金を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県民間シェルター支援事業補助金交付要項第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 過去1年間の活動実績報告書
- (4) シェルターを運営する団体の会則等
- (5) その他参考となる書類

※申請者の押印を省略する場合

書類発行責任者氏名:	連絡先(電話番号)
担当者氏名:	連絡先(電話番号)

事業（変更）計画書

団体名

1 事業の目的

配偶者や親密な間柄にある者等から暴力を受けている被害者又は男性の人身取引被害者の一時保護

2 実施主体

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 代表者

3 施設等

- (1) 所在地
- (2) 形態（アパート、一戸建て等）
- (3) 部屋数・広さ
- (4) 定員
- (5) スタッフ

	名前	在籍年数	役割	資格等
1				
2				
3				
4				

4 入所状況

	入所者	入所期間	入所日数
1	世帯主	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児①	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児②	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
2	世帯主	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児①	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児②	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
3	世帯主	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児①	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児②	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
4	世帯主	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児①	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児②	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

収支予算書

団体名

（単位：円）

事業内容	収入		支出	
	事項 (明細)	金額	事項 (明細)	金額
民間シェルター 運営				
計				

過去1年間の活動実績報告書

団体名

1 活動開始年月日

年 月 日

2 過去1年間の一時保護の実績の有無及び概要

() 無

() 有 … 「有」の場合、入所世帯数 () 世帯

※該当する方に○を記入してください（以下同じ）。

3 活動目的

特定の政党及びこれに類する政治団体に対する支援活動、宗教活動又は営利活動を目的としているか否か

() 目的としている

() 目的としていない

4 県内のDV対策関係機関との連携の有無及び概要

() 無

() 有 … 「有」の場合、主な連携先及び概要

()

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

別記第5号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

熊本県知事

印

熊本県民間シェルター支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました熊本県民間シェルター支援
事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、金 円を交付
することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

熊本県知事 様

申請者 住所
団体名
代表者名

熊本県民間シェルター支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった熊本県民間シェルター支援事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県民間シェルター支援事業補助金交付要項第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円
（前回までの申請額 金 円 ）

2 計画変更の理由

3 添付書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) その他参考となる書類

第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

熊本県知事

印

熊本県民間シェルター支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました民間シェルター支援事業の
計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、熊本県民間シ
ェルター支援事業補助金 円（前回までの交付決定額金 円）に変更すること
に決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

熊本県知事

様

補助事業者 住所
団体名
代表者名

熊本県民間シェルター支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定に基づき、熊本県民間シェルター支援事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県民間シェルター支援事業補助金交付要項第8条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

添付書類

- 1 事業実績報告書
- 2 収支精算書

事業実績報告書

団体名

- 1 実施主体
 (1) 名称
 (2) 住所
 (3) 代表者

- 2 施設等
 (1) 所在地
 (2) 形態（アパート、一戸建て等）
 (3) 部屋数・広さ
 (4) 定員
 (5) スタッフ

	名前	在籍年数	役割	資格等
1				
2				
3				
4				

3 入所実績

	入所者	入所期間	入所日数
1	世帯主	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児①	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児②	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
2	世帯主	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児①	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児②	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
3	世帯主	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児①	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児②	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
4	世帯主	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児①	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児②	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
5	世帯主	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児①	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	同伴児②	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

4 実績内訳

1	入所期間及び入所日数 ※同伴児の数に応じて行を追加してください。	世帯主	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
		同伴児①	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
		同伴児②	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	上記の者のいずれかの入所日数が30日を超える場合の事由	① 本要項第2条第2項に定める延長事由に該当するか (該当 ・ 非該当) ② ①で「該当」の場合、資金確保に当たったの公的手続、離婚調停の申立て、入国管理局への通報・連絡を行った日付 (年 月 日)		
	入所者の主な課題			
入所期間中に行った入所者への支援及び支援に当たって連携を図った県内のDV対策関係機関				

2	入所期間及び入所日数 ※同伴児の数に応じて行を追加してください。	世帯主	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
		同伴児①	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
		同伴児②	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	日間
	上記の者のいずれかの入所日数が30日を超える場合の事由	① 本要項第2条第2項に定める延長事由に該当するか (該当 ・ 非該当) ② ①で「該当」の場合、資金確保に当たったの公的手続、離婚調停の申立て、入国管理局への通報・連絡を行った日付 (年 月 日)		
	入所者の主な課題			
入所期間中に行った入所者への支援及び支援に当たって連携を図った県内のDV対策関係機関				

※ 記入欄が不足する場合は追加してください。

収支精算書

団体名

（単位：円）

事業内容	収入		支出	
	事項 (明細)	金額	事項 (明細)	金額
計				

第 号
年 月 日

（補助事業者） 様

熊本県知事

印

熊本県民間シェルター支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました熊本県民間シェルター支援事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第12号様式（第10条関係）

熊本県民間シェルター支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった熊本県民間シェルター支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
種類（当座、普通）	口座番号（ ）	
フリカ`ナ	口座名義人（ ）	
住 所		
電話番号		

年 月 日

補助事業者 住 所

団体名

代表者名

熊本県知事 様

※申請者の押印を省略する場合

書類発行責任者氏名:	連絡先(電話番号)
担当者氏名:	連絡先(電話番号)